

(別 紙)

1 国民健康保険の概要

(1) 国民健康保険制度は、職域を対象とした医療保険の加入者以外の地域住民を対象とする医療保険であり、我が国の国民皆保険体制の中核をなすものとして極めて重要な役割を担っています。

(2) しかし、地域保険としての市町村国保は、被保険者に占める低所得者や高齢者の構成比が高く、その保険税等の負担能力は脆弱であり、経済情勢にも大きく左右されるものとなっています。

また、被保険者の高齢化が進むとともに、医療体制の充実や医療技術の高度化により、一人当たりの医療費は年々増加しています。

(3) このような状況の中で、保険給付と費用負担のバランスの取れた、安定した国保財政の運営は大変難しい状況となっています。

(4) 本市においても例外ではなく、65歳以上の市民の国保加入割合は7割を超え、今後も更に高齢化が進む見込みであり、これに相まって平成22年度からの5年間で保険給付費は約18億円、後期高齢者支援金は約7億5千万円等増加したところですが、保険税収入は被保険者の減少等により縮小しており、収支不均衡の要因となっています。

2 松本市国民健康保険特別会計の財政状況

(1) 国保特別会計は、平成15年度に赤字決算となったことから、平成16年度に保険税の引き上げを行うとともに、急激な税の負担増加を緩和するため、平成18年度までの3年間に一般会計から合計15億600万円の特例繰入を行いました。

結果、平成18年度末には約9億2千万円の黒字となりました。

(2) 平成21年度は、平成23年度までの財政推計に基づく収支見込みが大幅な赤字と見込まれたため、税率改定を行うとともに一般会計から2億5千万円の特例繰入を行いました。

しかし、医療制度改革の影響額の捕捉が不完全であったこと、世界的経済不況の影響により保険税の収納環境が悪化し、現年収納率が90%を切る事態となったことにより、平成22、23年度の収支が再び赤字に転落する見通しとなりました。

(3) このことから、平成22年度は平成23年度までの財政推計に基づき、再び税率改定を行うとともに、一般会計からの特例繰入を2億7千万円追加し、平成22、23年度に合計10億4千万円の特例繰入を行いました。

結果、平成23年度末には約7億2千万円の黒字となるとともに、基金残高も約9億6千万円となりました。

(4) 平成 25 年度は単年度収支が再び赤字となり、平成 26 年度以降も、被保険者数の減少を主な要因として保険税が減少する一方、一人当たり医療費の増加に伴い保険給付費は増加し、単年度収支の赤字は年々拡大しています。

平成 26 年度決算では基金を取り崩し収支均衡を図りましたが、平成 27 年度決算では基金を全額取り崩しても赤字が埋められず、平成 28 年度の歳入を繰り上げて充用することで対応する予定です。

(5) 平成 28 年度当初予算では、歳入不足が見込まれたため、保険給付費を減額することで収支均衡を図っており、歳入不足への対応が必要な状況です。

(6) こうした状況の中で、国民健康保険制度を今後も持続可能な制度として維持していくためには、被保険者に応分の負担(保険税率の改定)をしていただくことを考えております。

3 保険税率の改定について

(1) 改定期間の収支見込(不足)額

(単位:千円)

年度	28	29	計
収支不足額	△ 1,415,180	△ 1,502,410	△ 2,917,590

(2) 税率改定期間

2年(平成 28～29 年度、平成 30 年度の国保財政運営の県単位化まで)

(3) 改定の方針案

ア 後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額は、現行税率ではその財源となる後期高齢者支援金及び介護納付金に対して不足しており、不足分を基礎課税額で充当しています。このため、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を歳出に応じた額に引き上げ、基礎課税額の持ち出しを解消します。

イ 本市の応能(収入状況に応じて負担いただく所得割)・応益割合(加入者 1 人当たり、1 世帯当たりで負担いただく均等・平等割)は、概ね「60:40」となっており、他市平均に比べて応益割合が低く、低所得者に配慮したものとなっています。

現在の経済状況では低所得者の所得増は見込めず、社会保障費等の負担も増加傾向であることから、今後も現在の応能・応益割合を維持します。

4 改定案

(1) 案① 歳入不足額の全額を保険税で賄うよう改定(改定率 26.18%)

(2) 案② 1人当たり保険給付費の伸び率に応じて、保険税を改定(改定率 15.48%)

(3) 案③ 過去の保険税改定時の改定税率を勘案し、保険税を改定(改定率 13.95%)

(1) 基礎課税額(医療分)

項 目		現行税率 A	改定案① B	差 C=B-A	改定案② D	差 E=D-A	改定案③ F	差 G=F-A
応能割	所得割額の率	7.9%	11.0%	3.1%	9.3%	1.4%	9.1%	1.2%
応益割	被保険者均等割額	17,100円	21,900円	4,800円	19,300円	2,200円	18,800円	1,700円
	世帯別平等割額	21,000円	25,700円	4,700円	23,200円	2,200円	22,700円	1,700円

(2) 後期高齢者支援金等課税額(支援金分)

項 目		現行税率 A	改定案① B	差 C=B-A	改定案② D	差 E=D-A	改定案③ F	差 G=F-A
応能割	所得割額の率	2.4%	3.2%	0.8%	3.2%	0.8%	3.2%	0.8%
応益割	被保険者均等割額	5,100円	6,500円	1,400円	6,500円	1,400円	6,500円	1,400円
	世帯別平等割額	6,000円	7,400円	1,400円	7,400円	1,400円	7,400円	1,400円

(3) 介護保険金課税額(介護分)

項 目		現行税率 A	改定案① B	差 C=B-A	改定案② D	差 E=D-A	改定案③ F	差 G=F-A
応能割	所得割額の率	2.5%	2.6%	0.1%	2.6%	0.1%	2.6%	0.1%
応益割	被保険者均等割額	6,000円	6,400円	400円	6,400円	400円	6,400円	400円
	世帯別平等割額	6,300円	6,700円	400円	6,700円	400円	6,700円	400円

5 改定の時期

平成 28 年度課税分から適用